

赤穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

赤穂市長 牟禮正穂

赤穂市条例第42号

赤穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例

赤穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年赤穂市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部」を「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。